

守山南中学校文化・体育後援会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、守山南中学校文化・体育後援会と称し、事務局を守山南中学校におく

第2章 目 的

第2条 本会は、守山南中学校の生徒の文化・体育活動の向上、その他、生徒の教育活動を支援することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1 守山南中学校PTAと緊密に協力し合い、生徒の心身の健全な発達を図る。
- 2 体育、文化の向上と、その他生徒の教育活動を支援する。
- 3 本会の目的達成に必要な事項について活動する。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同する人をもって充てる。

第5章 役 員

第5条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 監査 2名
- 4 庶務（1名は学校職員）3名
- 5 会計（1名は学校職員）2名

第6条 会長は前年度PTA会長、副会長は現PTA会長と同窓会長がこれにあたる。
監査は、選考委員会において選考する。

第7条 庶務、会計は、会長が委嘱する。

第8条 役員の庶務は、次の通りである。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を整理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監査は、会計ならびに経理を監査する。
- 4 総会は、本会の事業を審議し、予算の承認、決算の承認、その他必要な事項を審議する。
- 5 庶務は、議事を正確に記録し、会合についての通信をする。
- 6 会計は、金銭の出納をつかさどる。

第6章 参 与

第9条 校長、教頭は、本会の参与とし、いずれの会議にも出席して意見を述べることができる。

第7章 顧 問

第10条 本会の顧問をおくことができる。顧問は役員会において推薦され、会長の諮問に応じる。

第8章 会 議

第11条 役員会は、適宜これを開き、必要な事業や事項を協議する。

第 12 条 総会は、毎年 1 回開催し、対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に役員会が定める方法により、会員に周知の上開催し、事業計画を報告する。

第 9 章 経 理

第 13 条 本会の経費は、会費事業収入および寄付金その他をもってあてる。
本会の経費は、第 2 章の目的達成以外には使用しない。
本会の経費は、年額 4, 000 円とする。

第 14 条 この会の経費は、第 2 章の目的達成以外には使用しない。

第 15 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 16 条 後援会会費の徴収については、後援会会長と学校長の下で、業務委託契約を締結するものとする。

第 10 章 改 正

第 17 条 本会則は、総会において改正することができる。

付 則

- 1 本会則は、昭和 5 9 年 5 月 1 9 日から施行する。
- 2 本会則は、昭和 6 1 年 5 月 1 7 日から一部改正施行する。
- 3 本会則は、平成元年 1 2 月 9 日から一部改正施行する。
- 4 本会則は、平成 4 年 3 月 1 4 日から一部改正施行する。
- 5 本会則は、平成 8 年 5 月 8 日から一部改正施行する。
- 6 本会則は、平成 1 3 年 5 月 1 1 日から一部改正施行する。
- 7 本会則は、平成 1 7 年 5 月 1 6 日から一部改正施行する。
- 8 本会則は、平成 2 0 年 2 月 2 2 日から一部改正施行する。
- 9 本会則は、平成 2 5 年 5 月 2 1 日から一部改正施行する。
- 10 本会則は、令和 5 年 5 月 1 3 日から一部改正施行する。
- 11 本会則は、令和 8 年 4 月 1 日から一部改正施行する。